

令和４年９月大竹市議会定例会（第５回）議案の概要

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	報告第 7 号	専決処分の報告について (事故による和解及び損害賠償額の決定) (健康福祉部地域介護課)	事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 1 専決処分年月日 令和 4 年 8 月 10 日 2 事故の概要 令和 4 年 8 月 1 日午前 10 時 30 分頃、職員が公用車を運転していた際に、三叉路を右折したが、前方から大型車両が対向してきたため進路を譲ろうと元の道路にバックで戻ったところ、宅地内に駐車していた車両に接触し、車両の右前方下部のバンパーに擦り傷及び塗装痕を生じさせたもの。 3 損害賠償の額 66,165 円	健康福祉部 長
2	議案第 35 号	公平委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	公平委員会委員 ^{もうこ ひろし} 望戸 洋志氏 が、令和 4 年 10 月 29 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
3	議案第 36 号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 ^{いけだ よしえ} 池田 良枝 氏が、令和 4 年 12 月 10 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第 37 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を、国家公務員の育児休業について定めた人事院規則の改正に準じて改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 育児休業の取得回数が原則 1 回までから原則 2 回までに変更されたことに伴い、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関する規定を整理するもの。 (2) 非常勤職員が、子どもの誕生日から 5 7 日間以内に育児休業を取得する場合の任用期間の要件を緩和するもの。 (3) 非常勤職員が 1 歳以降の子どもの育児休業を取得する場合について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整理するもの。 3 施行期日 令和 4 年 1 0 月 1 日	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 38 号	大竹市税条例等の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 《第 1 条関係》 (1) 個人の市民税に関する改正点 ア 住宅ローン控除の見直しについて 住宅ローンの年末残高の一定額のうち、個人の市民税から一定期間控除する住宅ローン控除について適用要件を見直した上で、適用対象期間を 4 年延長し、令和 7 年 1 2 月末の入居までとするとともに、適用控除期間についても 1 3 年間に延長し、最大で令和 2 0 年度分までとするもの。 【施行期日】令和 5 年 1 月 1 日 イ 上場株式等の配当所得等に対する個人の市民税の課税について 金融所得課税における公平性の観点から、所得税において一定の課税方式の適用を受ける旨の記載がある確定申告書が提出された場合のみ、所得税と同一の課税方式が適用されることになるもの。 【施行期日】令和 6 年 1 月 1 日 ウ 給与所得者及び公的年金等受給者が提出する「扶養親族申告書」について 配偶者等が退職手当等の支給を受けた場合に配偶者控除等の適用となるために、申告書へ生計同一の配偶者等の氏名を記載するよう、見直しされたもの。 【施行期日】令和 5 年 1 月 1 日 (一部は令和 6 年 1 月 1 日) (2) 固定資産税に関する改正点 固定資産税課税台帳の記載事項に係る証明書を交付するにあたり、ドメスティック・バイオレンス被害者等の保護の観点から、証明書に記載されている登記名義人等の住所が、ドメスティック・バイオレンス被害者等である旨の申出を行った者である場合に、本来の住所ではなく「住所に代わる事項」を記載できる特例措置が新設されたもの。	市民生活 部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			【施行期日】令和6年4月1日 《第2条関係》 令和4年度税制改正に係る個人市民税の改正に伴い、令和3年条例の改正規定について、地方税法の改正による引用条項の整理を行ったもの。 【施行期日】令和5年1月1日（一部は令和6年1月1日）	市民生活 部 長
6	議案第39号	大竹市水道条例の一部改正について (上下水道局)	1 要旨 水道料金を改定するため、大竹市水道条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 水道料金の改定について ・改定率5.5% ・水道メーター使用料を廃止し、口径別の基本料金に移行 ・「共用」と「臨時用」の用途を廃止し、それぞれ「一般用」と「業務用」に統合 ・基本水量の引き下げ（一般用：10 m³→8 m³、業務用：20 m³→8 m³） (2) その他の改正について ・支払請求権の放棄（債権放棄）の規定の整理（消滅時効に限らず、回収が見込まれないものについて放棄できるよう改める。） 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和5年2月1日 (2) 経過措置 ア 改正後の水道料金の規定は、4月検針分（2月・3月利用分）から適用する。 イ この条例の施行の際現に臨時用の用途で使用しているものに係る水道料金については、なお従前の例による。	上下水道 局 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者								
7	議案第 40 号	大竹市下水道条例等の一部改正について (上下水道局)	1 要旨 下水道料金を改定するため、大竹市下水道条例の一部を改正し、併せて、大竹市漁業集落排水処理施設条例及び大竹市農業集落排水処理施設条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 使用料の改定について <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>公共下水道</td><td>・改定率 8 % ・水道料金と合わせて用途及び基本水量を改定（「共用」と「臨時用」の用途の廃止、基本水量の引き下げ）</td></tr><tr><td>漁業集落排水</td><td>・公共下水道と同じ料金体系となるように改定</td></tr><tr><td>農業集落排水</td><td>・基本使用料は公共下水道と同額とし、人員割使用料は 1 人当たりの使用水量を仮定して下水道使用料の料金により設定</td></tr></table> (2) その他の改正について ・一般用以外の用途で、水道水以外の水を排水しているものには、原則として量水器を設置させることとする（新規のものが対象）。 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 5 年 2 月 1 日 (2) 経過措置 ア 改正後の使用料の規定は、4 月検針分（2 月・3 月利用分）から適用する。 イ この条例の施行の際現に臨時用の用途で使用しているものに係る下水道使用料及び漁業集落排水施設使用料については、なお従前の例による。	区 分	概 要	公共下水道	・改定率 8 % ・水道料金と合わせて用途及び基本水量を改定（「共用」と「臨時用」の用途の廃止、基本水量の引き下げ）	漁業集落排水	・公共下水道と同じ料金体系となるように改定	農業集落排水	・基本使用料は公共下水道と同額とし、人員割使用料は 1 人当たりの使用水量を仮定して下水道使用料の料金により設定	上下水道局 長
区 分	概 要											
公共下水道	・改定率 8 % ・水道料金と合わせて用途及び基本水量を改定（「共用」と「臨時用」の用途の廃止、基本水量の引き下げ）											
漁業集落排水	・公共下水道と同じ料金体系となるように改定											
農業集落排水	・基本使用料は公共下水道と同額とし、人員割使用料は 1 人当たりの使用水量を仮定して下水道使用料の料金により設定											

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
8	議案第 41 号	工事請負契約の締結について 〔大竹小学校プール建設工事（建築主体工事）〕 (建設部監理課)	1 工 事 名 大竹小学校プール建設工事（建築主体工事） 2 工事場所 大竹市白石二丁目地内 3 契約方式 一般競争入札 4 請負金額 3 1 3, 5 0 0, 0 0 0 円 5 請 負 者 広島県大竹市立戸四丁目 1 番 4 7 号 株式会社三洋技建 6 工 期 議決の日の翌日から令和 5 年 9 月 2 9 日まで (工事概要) 構造規模 ・鉄筋コンクリート造（壁式）平屋建ての建屋 2 2 6 . 2 6 m ² ・ F R P 製メインプール 2 5 m×6 レーン ・ F R P 製サブプール 9 × 8 . 1 m 工事内容 建築工事、外構工事	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	議案第 42 号	令和 3 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	1 令和 3 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 1 7 9, 8 0 2, 2 1 6 円 ・減債積立金の積立 2, 0 0 0, 0 0 0 円 ・建設改良積立金の積立 1 9, 8 0 0, 0 0 0 円 2 令和 3 年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間有収水量 3, 2 0 4, 0 8 5 m³ ○建設改良事業 4 2 9, 1 8 8, 8 8 6 円 (主な事業：防鹿水源地 1 号ろ過池改良工事 1 2 9, 0 8 7, 2 0 0 円 防鹿水源地 3 号ろ過池改良工事(繰越分) 1 2 5, 6 9 8, 1 0 0 円) ○収益的収支 ・収入総額 5 3 2, 5 6 1, 6 9 0 円 ・支出総額 4 9 3, 0 7 3, 5 6 4 円 ・差引利益額 3 9, 4 8 8, 1 2 6 円 ○資本的収支 ・収入総額 2 4 3, 7 4 5, 9 5 2 円 ・支出総額 4 7 8, 0 7 7, 3 9 5 円 ・差引不足額 2 3 4, 3 3 1, 4 4 3 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 6, 4 7 6, 7 0 5 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 9 7, 8 5 4, 7 3 8 円	上下水道局長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
10	議案第 43 号	令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	1 令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 3 2, 8 3 6, 0 8 2 円 ・減債積立金の積立 3 2, 8 3 6, 0 8 2 円 ・建設改良積立金の積立 0 円 2 令和 3 年度大竹市工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間有収水量 1 0, 8 6 5, 2 9 6 m³ ○建設改良事業 2 4, 5 4 8, 7 0 0 円 (主な事業：第 1 期工業用水道送水ポンプ高圧ケーブル更新工事 1 9, 5 8 0, 0 0 0 円) ○収益的収支 ・収 入 総 額 5 0 9, 2 6 2, 1 3 9 円 ・支 出 総 額 3 9 5, 9 1 8, 3 2 1 円 ・差引利益額 1 1 3, 3 4 3, 8 1 8 円 ○資本的収支 ・収 入 総 額 1 5 8, 1 0 0, 0 0 0 円 ・支 出 総 額 4 9 3, 9 4 7, 6 9 9 円 ・差引不足額 3 3 5, 8 4 7, 6 9 9 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 2 3 1, 7 0 0 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 6 8, 8 4 5, 3 9 7 円 ・当年度分損益勘定留保資金 1 6 4, 7 7 0, 6 0 2 円	上下水道 局 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 44 号	令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	1 令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 504,288,580 円 ・減債積立金の積立 3,900,000 円 ・建設改良積立金の積立 38,600,000 円 2 令和 3 年度大竹市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。 ○年間総処理水量 7,543,211 m³ ○建設改良事業 637,630,341 円 (主な事業：大竹下水処理場汚泥掻き寄せ機・ゲート設備等改築更新工事(繰越) 201,853,300 円 大竹下水処理場中央監視装置改修工事 19,800,000 円) ○収益的収支 ・収入総額 958,313,046 円 ・支出総額 881,121,410 円 ・差引利益額 77,191,636 円 ○資本的収支 ・収入総額 742,955,737 円 ・支出総額 833,584,207 円 ・差引不足額 90,628,470 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,136,695 円 ・過年度分損益勘定留保資金 37,282,502 円 ・当年度分損益勘定留保資金 34,209,273 円	上下水道 局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者												
12	議案第 45 号	令和 4 年度大竹市一般会計補正予算 (第 5 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5 7 7, 3 0 2 千円 (詳細は次頁 3 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 6, 1 7 9, 9 3 8 千円 2 繰越明許費の補正 ○追加 <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>3 民生費</td><td>2 児童福祉費</td><td>市立保育所等整備事業</td><td>23, 210 千円</td></tr><tr><td>8 土木費</td><td>6 都市計画費</td><td>大竹駅周辺整備事業</td><td>2, 750 千円</td></tr></table>	款	項	事業名	金額	3 民生費	2 児童福祉費	市立保育所等整備事業	23, 210 千円	8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	2, 750 千円	副 市 長
款	項	事業名	金額													
3 民生費	2 児童福祉費	市立保育所等整備事業	23, 210 千円													
8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業	2, 750 千円													

3 補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	基金管理事業	454,750				
	戸籍住民基本台帳事務	7,935	14 国庫支出金	マイナポイント事業費国庫補助金	7,935	
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン 予防接種推進事業	97,630	14 国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国 庫負担金	56,094	
			14 国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業費国庫補助金	41,536	
8 土木費	道路・橋りょう新設、改良事業	7,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（土木費）	6,000	
	大竹駅周辺整備事業	0				
			14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金（土木費）	△ 12,782	財源充当補 正
9 消防費	消防団活動推進事業	786	20 諸収入	消防団員安全装備品整備等助成金	782	
10 教育費	小学校管理運営事業	991	18 繰入金	教育振興基金繰入金	991	
	小学校教育振興事業	1,285				
	中学校教育振興事業	2,427				
	学校連携・子どもの居場所づく り事業	1,836	14 国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	612	
			15 県支出金	子ども・子育て支援県交付金	612	
	給食センター運営事業	2,662				
			19 繰越金	前年度繰越金	20,772	対応する歳 入のない歳 出に充当
			20 諸収入	ボートレース事業収入	454,750	対応する歳 入のない歳 出に充当
合 計		577,302	合 計		577,302	

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
13	議案第 46 号	令和 4 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 4 5, 6 4 5 千円 ○予算総額 2, 7 5 4, 2 8 5 千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・介護給付費準備基金繰入金 9 3 千円 ・前年度繰越金 4 5, 5 5 2 千円 （歳出） ・国庫補助金等返還金 4 5, 6 4 5 千円	副 市 長
14	議案第 47 号	令和 4 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局）	1 継続費の総額及び年割額の補正 大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務 ○総額 3 1 8, 0 0 0 千円を 総額 4 0 6, 0 0 0 千円に改める。 ○年割額 令和 5 年度 2 4 5, 0 0 0 千円を 年割額 令和 5 年度 3 3 3, 0 0 0 千円に改める。	上下水道 局 長